

大阪市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立阿倍野防災センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第19条前段の規定に基づき公告する。

令和7年1月10日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立阿倍野防災センター

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市西区江戸堀1丁目24番18号

一般財団法人大阪消防振興協会・株式会社ノムラメディアス大阪事業所共同事業体

構成員 一般財団法人大阪消防振興協会

株式会社ノムラメディアス大阪事業所

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（消防局予防部予防課）